

寝たきりでおむつを使用された方の医療費控除について

- ① 傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきりで、おむつを使用されている場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の添付または提示により、おむつ代を医療費控除の対象とすることができます。
- ② なお、2年目以降の方で要介護認定を受けた方は、要介護認定申請時の「医師の意見書」を参考に「おむつ使用確認書」の添付または提示により、おむつ代を医療費控除の対象とすることができます。

(おむつ使用確認書を申請できる場所 各区役所福祉課)

※おむつ使用確認書の発行要件

熊本市がこの「確認書」を発行するためには、【要介護認定の主治医意見書の記載内容】が次の要件をすべて満たすことが必要です。

(1) 主治医意見書の作成日が「おむつを使用した当該年」または「おむつを使用した当該年の前年」「おむつを使用した該当年の前々年」

(現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る)

(2) 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B1~C2」

(3) 尿失禁の可能性が「あり」

いずれかに該当しないときは、「確認書」を発行することができませんので、医師が発行する①の「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けてください。

詳しくは、お住まいの地区を管轄する税務署へお尋ねください。

○中央区・西区・南区・北区にお住まいの方

熊本西税務署 電話 096-355-1181

○東区の方にお住まいの方

熊本東税務署 電話 096-369-5566